



金 沢 市 公 報

第 2 9 4 2 号 の 2

平成30年(2018年)7月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○金沢市における市民参画によるまちづくりの 推進に関する条例の規定によるまちづくりに 関する協定の締結について (都市計画課) 4
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) 7
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2	● 監査公表
○市道の路線の認定について (道路管理課)	3	○監査公表(第12号) (監査事務局) 8
○市道の路線の変更について (")	3	● 公営企業告示
○市道の区域の決定について (")	3	○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課) 8
○市道の区域の変更について (")	3	○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (") 9
○道路の供用の開始について (")	4	
● 公 告		
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更につい て (環境指導課) 4	4	

告 示

●金沢市告示第212号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

平成30年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称

- 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅原付バイク駐車場
- 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
- 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場

- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 - 自転車 85台
 - 原動機付自転車 1台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 - 平成30年6月1日から同月30日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 - 金沢市此花町3番2号
 - 公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 - 日時 平成30年7月11日から同年10月10日まで
 - 午前10時から午後7時まで
 - 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 - 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第213号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成30年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
香林坊地区自転車放置禁止区域	自 転 車	1台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	5台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
笠舞本町2丁目地内	自 転 車	1台
小坂町地内	自 転 車	1台
菊川1丁目地内	自 転 車	1台
田上の里1丁目地内	自 転 車	2台
昭和町地内	自 転 車	1台
青草町地内	自 転 車	1台
打木町地内	自 転 車	1台
広坂2丁目地内	自 転 車	1台
大野町5丁目地内	自 転 車	1台
竪町地内	自 転 車	1台
増泉2丁目地内	自 転 車	1台
吉原町地内	自 転 車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
 - 平成30年6月1日から同月30日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間
 - 平成30年7月11日から平成31年1月10日まで
 - (2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年7月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成30年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
3215	大 徳 15号	無 量 寺 町 ナ 72番 15先から	
	無 量 寺 町 線 81号	無 量 寺 町 ナ 72番 9先まで	
3512	弓 取 12号	割 出 町 609番 6先から	
	割 出 町 線 47号	割 出 町 609番 1先まで	
3814	押 野 14号	八 日 市 出 町 389番 1先から	
	八 日 市 出 町 線 42号	八 日 市 出 町 386番 先まで	

●金沢市告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年7月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成30年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	新旧の別	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
3512	旧	弓 取 12号	割 出 町 702番 1先から	
			割 出 町 705番 1先まで	
	新	割 出 町 線 9号	割 出 町 702番 1先から	
			割 出 町 703番 先まで	

●金沢市告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年7月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成30年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	大徳15号無量寺町線81号	6.0 ~ 16.0	84
一般市道	弓取12号割出町線9号	4.0 ~ 5.9	36
一般市道	弓取12号割出町線47号	6.0	33
一般市道	押野14号八日市出町線42号	7.0	67

●金沢市告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年7月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成30年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
1級幹線	1級幹線3号 犀川大通り線	大桑町庚3番1先から	旧	8.0	323.9
		大桑町カ162番1先まで	新	12.0	323.9
一般市道	石引1丁目線5号	石引1丁目143番先から	旧	5.0	75.0
		石引1丁目182番先まで	新	14.0	75.0

●金沢市告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年7月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成30年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
石引1丁目線5号	石引1丁目143番先から	平成30年7月11日
	石引1丁目182番先まで	
大無量寺町線81号	無量寺町ナ72番15先から	平成30年7月11日
	無量寺町ナ72番9先まで	
弓割出町線9号	割出町702番1先から	平成30年7月11日
	割出町703番先まで	
弓割出町線47号	割出町609番6先から	平成30年7月11日
	割出町609番1先まで	
押野八日市出町線42号	八日市出町389番1先から	平成30年7月11日
	八日市出町386番先まで	

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成30年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
83	株式会社トスマク・アイ	白山市村井町330番地	平成30年6月22日

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方
卯辰下町地区の住民等
- 2 協定締結した年月日
平成30年6月29日

- 3 協定番号
28
- 4 協定の名称
卯辰下町地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域
別図(まちづくり協定区域図)のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称	卯辰下町地区まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域	東山2丁目の一部
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約0.4ha
まちづくりの目標	<p>本地区は、寺社と町家が混然一体となった景観を有する卯辰山麓地区のなかで、住宅地が構成されている。</p> <p>また、泉鏡花の生前最後の作品「縷紅新草」にこの限界が登場するなど、閑静な住環境が形成されている。</p> <p>今後も風情のある街並みを残しつつ、新たな風を受け入れることで地域コミュニティの活性化を図り、魅力あるまちづくりを行う。</p>
まちづくりの方針	<p>静かで落ち着いたある住環境の維持を図りつつ、安全で安心して生活でき次の世代にも受け継がれるまちづくりを推進する。</p>
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	<p>建築物等の用途の制限</p> <p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。ただし、(1)については、平成30年6月29日(協定締結日)に建築物が存する敷地において、協定締結日以後に同一の用途の建築物を建築する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの(事務所を含む。)</p> <p>(2) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(3) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第7項各号(無店舗型風俗特殊営業)、第8項(映像送信型風俗特殊営業)、第10項(無店舗型電話異性紹介営業)及び第13項各号(接客業務受託営業)に掲げる営業の用に供するもの</p> <p>(5) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項(住宅宿泊事業)に掲げる事業の用に供するもの</p>
	<p>建築物等の形態又は意匠の制限</p> <p>(建築物等) 金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区保存計画による。</p> <p>(広告物等) 広告物等を設置する場合(変更する場合を含む。)は、事前に卯辰下町町会(以下「町会」という。)と協議しなければならない。</p>
	<p>土地利用等の制限</p> <p>(1) 新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者(従前の用途を変更しようとする者を含む。)は、事前に町会と協議しなければならない。</p> <p>(2) 駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第1項第2号に掲げる路外駐車場のうち、料金を徴収するもの(コインパーキング等)を設置しない。</p>
	<p>(1) 土地又は建築物等を売却し、又は貸与しようとする者は、事前に町会に連絡しなければならない。</p> <p>(2) 夜間に管理人が常駐しない施設にあっては、夜間の連絡先を町会へ通知する。</p> <p>(3) 地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力をし、良好な近隣関係の醸成に努める。</p> <p>(4) 地域の振興を図るため、町会への加入等により相互協力するよう努める。</p>

そ の 他	<ul style="list-style-type: none">(5) 路上での飲食、喫煙並びにたばこ及びゴミのばい捨てをしないよう努める。(6) 定期的な美化清掃に努める。(7) 悪臭及び騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。(8) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。(9) 自動車の走行速度の低減を心がけるとともに、安全で快適に歩けるまちづくりの推進に努める。(10) 植栽等を設ける場合は、適切に管理するよう努める。(11) 駐車場の所有者及び管理者は、定期的に雑草の除去等の環境整備に努める。(12) 冬期間の道路除雪は、事業者も含め相互に協力し、地域が主体となって取り組む。(13) 地震等災害時には、相互協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者の避難所への誘導に努める。(14) 新たに自動販売機を設置してはならない。(15) 呼び込み活動やキャッチセールスを禁止する。(16) 店舗及び飲食店では、午後10時以降の営業は行わない。ただし、平成30年6月29日(協定締結日)以前から営業している場合は、この限りでない。(17) 住宅の共有利用(シェアハウス)を行う場合は、町会が認めるものに限る。(18) ペットの飼い主は、ペットのマナーを遵守する。
-------	---

卯辰下町地区まちづくり協定区域図



次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したため、同条第3項の規定により公告します。

平成30年7月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類 位置及び区域
金沢市大友3丁目46番及び47番	東京都品川区大崎1丁目11番2号 株式会社ローソン 代表取締役 竹増 貞信	
金沢市諸江町中丁146番1及び146番3から146番6まで	大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号 大和ハウス工業株式会社 金沢市鞍月5丁目57番地 支配人 橋本 好哲	道路 金沢市諸江町中丁146番4

監 査 公 表

●金沢市監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年7月11日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲
金沢市監査委員	福	田	太
金沢市監査委員	安	達	前

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成30年6月1日
- (2) 措置を講じた部局等 文化スポーツ局文化施設課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成28年4月11日（平成28年監査公表第12号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・芸術文化ホール使用料収入の確保について 意見（55ページ） 芸術文化ホールについては、広域的な視点に立って、より一層施設の利用を促進し、使用料収入の確保に向けた手立てを講じていく必要がある。</p> <p>・文化施設観覧料等の減免について 意見（69ページ） 文化施設観覧料等に係る旅行者等への減免は、より客観的かつ合理的な理由をもって行われるべきであり、減免による効果を具体的に検証するとともに、規定の必要性を含め、今後のあり方を検討する必要がある。</p>	<p>芸術文化ホールについて、より広域的な利用を促進するため、利用を促すダイレクトメールを新たに市外の大学や企業等に送付したほか、市外の団体等と共同制作したオペラや演劇の公演を開催した。</p> <p>旅行者等への減免による効果を検証した結果、海外旅行者の招へいにより外国人入館者数が増加するなど誘客効果が見られたことから、旅行者等への減免については、本市への観光誘致を目的として、国、地方公共団体その他公共団体が実施する事前調査に限定するよう規定を明確化した。</p>

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第22号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業

管理規程第5号)第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年7月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成30年3月1日から同年5月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 53,110円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 56,680円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 53,640円

2 原料価格変動額 35,800円

算式 89,530円(1トン当たり基準平均原料価格) - 53,640円(1トン当たり平均原料価格) = 35,800円(100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 35,800円(原料価格変動額) / 100円 × 0.082円

この結果、平成30年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から29.36円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

●金沢市公営企業告示第23号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年7月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成30年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格

1トン当たり 56,680円

2 原料価格変動額 29,600円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 56,680円(1トン当たり平均原料価格) = 29,600円(100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 29,600円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、平成30年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から60.39円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

◎正 誤

○平成30年3月30日付け金沢市公報号外第11号の2

頁	箇所	誤	正
10	下から6行目から8行目まで	1式	一式
11	上から11行目及び12行目	1式	一式

頁	箇所
11	下から9行目から11行目まで

誤					
「		金びょうぶ	1双	2,160円	を
		銀びょうぶ	1双	2,160円	
「		金びょうぶ	1双	2,160円	に、

正								
「		金びょうぶ		1 双	2,160円	を		
		銀びょうぶ		1 双	2,160円			
		つい立て		一式	1,080円			
」								
		「		金びょうぶ		1 双	2,160円	に、
				つい立て		一式	1,080円	
」								

○平成30年3月30日付け金沢市公報号外第11号の3

頁	箇 所	誤	正
5	下から7行目及び16行目	介護老人保険施設	介護老人保健施設

平成30年(2018年)7月11日 印刷
 平成30年(2018年)7月11日 発行
 定価 120円

発行人
 発行所
 印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
 金 沢 市 役 所
 (株) 共 栄